

法1 シケプリ（第一回～第二回）

ぶんせき：手塚

注意）これはあくまでも板書とその図および簡単な解説なのでこれだけで優をとろうなどと思ったら大間違いです。気をつけてください。なお間違いや改善点など隨時受け付けます。ちゅい。

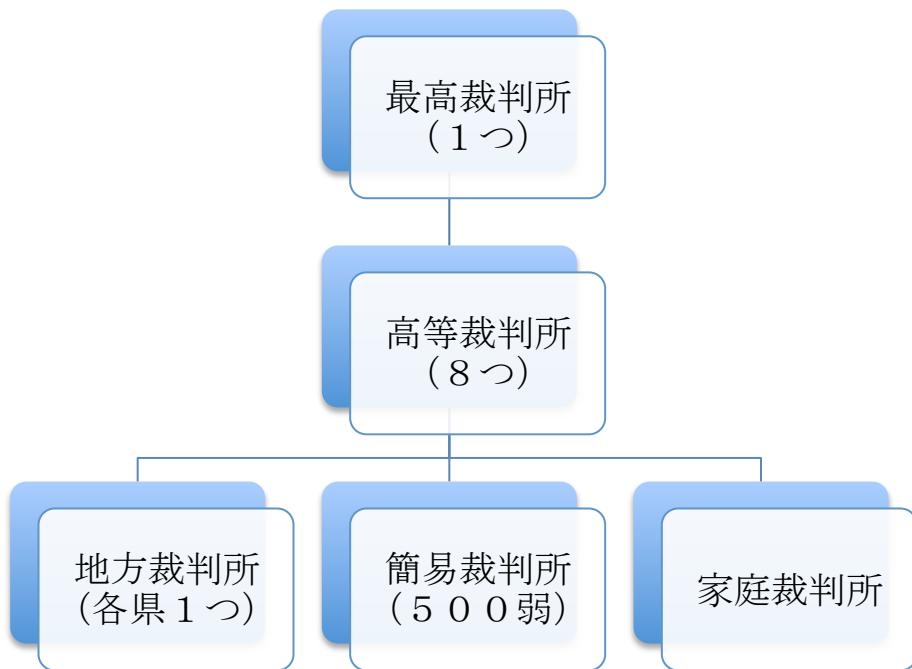
第一回（4/28）

裁判→ {
 |
 | 刑事裁判←被告人を検察官が訴訟
 |
 | 民事裁判←被告を原告が訴訟（戦後、行政裁判所も編入）

※1, 行政裁判所…国や地方公共団体と市民の争いを裁く裁判所であったが現存しない。

※2, 東京地裁でも刑事部・民事部で判事が別れている。

裁判所の仕組み



裁判の流れ→刑事、民事共通



このとき第一審、第二審を事実審と呼び、最終審を法律審と呼ぶ。これは最高裁が1つしか存在せず、事実審ですべての裁判を行うのは不可能だからである。法律審は事実審と異なり、法律の適応の仕方の審査であり、時間的にも役割的にも事実審とは異なる。ちなみに法律の解釈は法律が抽象的に書かれていることから複数の見解が併存する可能性があるので、その統一を最高裁が行うという一面もある。また、控訴、上告についての基本事項は言わずもがななので割愛するが、控訴は第一審の判決後1週間以内なら確実に行うことができる一方で、上告は厳しい基準による制限がある。

民事裁判の流れ

原告（自然人・法人）が被告（当事者）に対して「〇〇してほしい」と裁判所に訴える。このとき弁護士が訴訟代理人になることもある。また訴訟費用だが、負けた当事者が負担するのが慣例となっている。裁判が開かれると、当事者間で争いのあった部分のみ裁判官が判断し、それ以外の部分は原告らの示した通りに認める（事実認定）。その事実に基づき法律の適用が行われることとなる。（原告は法律に基づいて保証を求めることができると考えているため、訴訟を起こしているのである。）

判決文

- a) 主文‥結論（支払い命令，訴訟費用など）
- b) 事実‥当事者の主張のまとめ
- c) 理由‥」事実の認定と法律の適用（解釈）

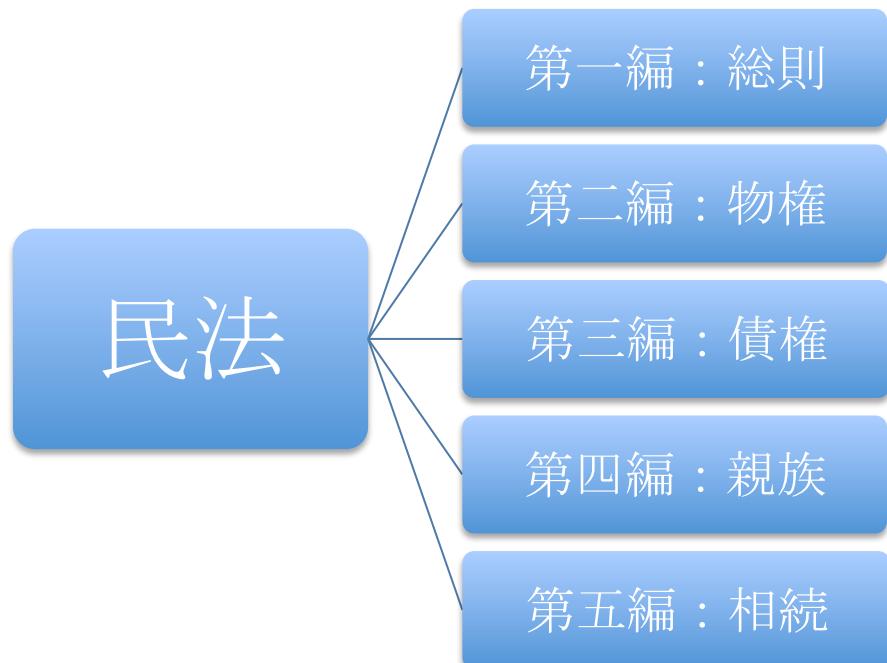
事実の認定は、当事者の提示する主張から判断する。

当事者間に争いのない事実→認定

当事者間に争いのある事実→証拠の必要

☆民事裁判では当事者がイニシアティブをとり、主要や証拠はすべて原告にまかされているので、裁判官の判断は受動的なものとなる。

民法



※ 総則··人に関する権利一般を規定 (権利は人が誕生と同時に持つことができると規定) 物権··ex)所有権 債権··他人に対して請求を行う権利	} 二大権利
---	--------

上記の3つに基づいて経済活動が進んでいる。ここで債権について補足しておくと、債権は契約（100条以上）、事務管理、不当利得、不法行為（10数条）によって生ずる。

実際の事件をもとに（隣人訴訟）

ここで請求が認められたのは、

- ① 契約→×
- ② 不法行為→○（△、一部の請求を認める）

である。ちなみに上記は民事訴訟で争われる大部分を占める2つであるが、いずれも民法第三編「債権」の第二章と第五章にある。ここでそれぞれについてみることにする。

① 契約··法的拘束力を持つ約束であり、結んだ当事者間に権利・義務の関（債権と債務）が発生する。主に民法第三章「債権」で規定されているほか、歴史的経緯から第一章「総則」でも規定される。これによって国の力を使って強制的に実現すること、および確定した判決により物理的に実現することが可能となるので{ex}96条→121条詐欺行為での意思表示取り消し、cf)女性、奴隸}, 社会秩序の安定につながる。また「契約」は当事者間で自由に決められるが、双方の意思表示の内容が合致したときに成立する（申し込みと許諾）ほか、歴史的にパターン化された13の規定が適用されるのが基本。ex)賃貸借・消費貸借

② 不法行為··契約とは異なり当事者間に前提的な関係は必要なく、いくつかの要件を満たすと損害賠償請求が可能となる。cf)民法709条（これは解釈が多様であり、判例が重要となる。）

- <要件>・・1, 故意 or 過失
 2, 権利・利益の侵害
 3, 損害
 4, 因果関係

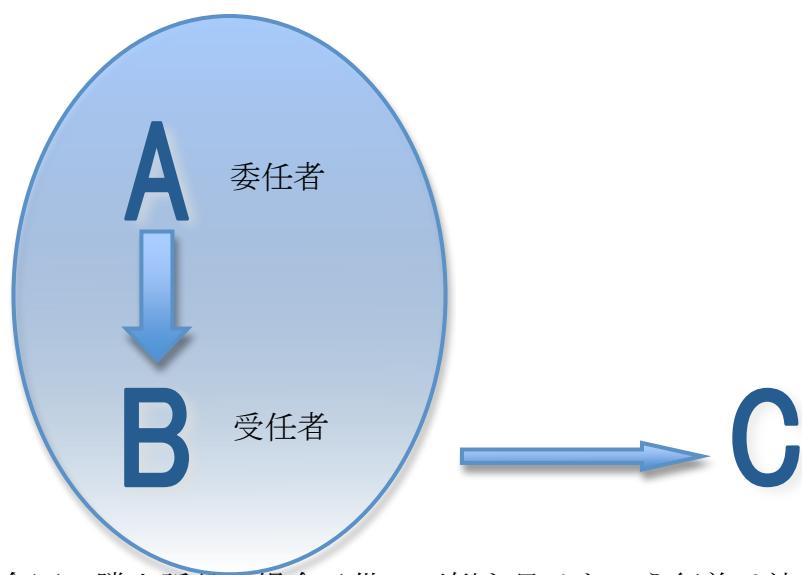
過失とは不注意のことで (ex. 交通事故) その有無が最もよく争われる。公害や薬害事件については過失責任主義がとられるが、一部は無過失責任主義がとられる。また、原子力関連の案件は事実上の交通事故として保険で賄われる。因果関係は「○○の行為がなければ××の損害が起らなかつた」かどうかを考へる。

※ 過失責任主義・近代民法の重要な仕組みで、産業革命以降の時代の中で注意深く行動していれば、企業・個人の「活動の自由」を保障するように設定された。つまり、活動の萎縮による社会発展の妨げを避けることが目的と言えよう。その反面、被害者の保護という側面は弱くなる。詳しくは「私法入門」をみられたい。

委任→cf) 643条

cf) 売買契約・555条

<図解>



今回の隣人訴訟の場合子供の面倒を見るという行為は法律外事務 で準委任契約 (cf. 656条) であり、原告は義務を果たさなかつた被告に対する損害賠償を請求しているという訳だ。

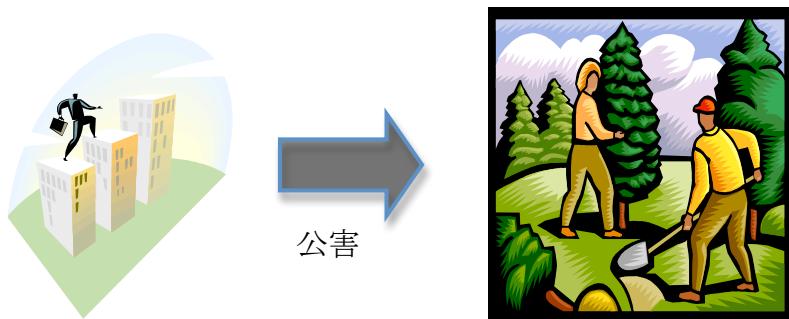
判断基準

① 予見可能性→②結果回避義務（①と②は別のステップ出ることに注意。）

ex)

会社 Y

農民 X



考え方 1：被害額 < 回避費用なら過失なし

考え方 2：上の①が分かった時点で②が即座に発生する。

上の例で言うなら会社 Y が公害を引き起こし、農民 X が丹誠こめて育てた野菜（ここではヘチマとでもしておく）に被害を与え、損失 500 万円出したとすると、会社 Y が「あのヘチマは高級品だから損害を出しては大変だ。環境対策に 600 万円かけよ」という具合に損失額を上回る回避費用をつぎ込んでいた場合過失だと見なされるのだ。また Y が「うちの工業廃水は有害物質でんこもりだからヘチマなんてころっと逝ってしまうのは否めんな w」と予測していた場合、その時点で Y は工業廃水を浄化するなり蓄えるなりして外部に影響を与えないようにする義務が発生するのだ。

※数年前の民法現代語化では、不法行為等に関してこれまでの判例を反映して若干の改正があった。